

東京都個人情報保護審査会規則

平成3年3月25日
東京都規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）第25条の9の規定により、東京都個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審査会の委員は、地方自治及び個人情報の保護に関して学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(会長)

第3条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第4条 審査会は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第5条 部会に部会長を置き、会長がこれを指名する。

2 前条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、同条第1項及び第3項中「審査会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(専門調査員)

第6条 審査会に、調査のため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、生活文化局において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則（平成8年7月15日東京都規則第206号）

この規則は、平成8年7月16日から施行する。

附 則（平成11年12月24日規則第269号）

この規則は、平成12年1月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日東京都規則第128号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月2日東京都規則第142号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年7月15日東京都規則第159号）

この規則は、平成22年7月16日から施行する。

附 則（平成28年2月10日東京都規則第9号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。